

○厚生労働省告示第百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

一 指定地域移行支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）。

以下「指定基準」という。) 第三条第一項に規定する指定地域移行支援事業所をいう。以下同じ。) の従業者のうち、一人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又はこれらに準ずる者であること。

二 指定地域移行支援事業所において、指定基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援を利用した同条第五号に規定する地域相談支援給付決定障害者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において一人以上いること。

三 指定地域移行支援事業所が、精神科病院(法第五条第二十項に規定する精神科病院をいう。)、指定基準第一条第二号に規定する障害者支援施設等、同条第三号に規定する救護施設等又は同条第四号に規定する刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。